

意見陳述書

福岡地方裁判所 第1民事部 御中

1 事故について

私は、平成29年2月に、交通事故に巻き込まれました。あの日の夜、私は仕事で軽トラックを運転していました。片側2車線の道路で、左車線前方の歩道側に、原動機付自転車（バイク）がいたことを、今でもはっきりと覚えています。私はそのバイクがいたため、これを避けて右車線を走行していました。対向車線には、別のバイクがおり、そのライトが私の車のフロントガラスを照らしました。対向バイクのライトが眩しいなと思いつつ、対向バイクとすれ違ったすぐ後、さっきまで左車線にいたバイクが、右車線を走っている私の目の前に、車線をまたいで、飛び出してきていました。私は、息をするのも忘れて、とっさにブレーキを掛けハンドルを右一杯まで回しました。しかし、あまりに一瞬のことすぎて、とても間に合いませんでした。刑事裁判のときに分かったのですが、バイクが左から飛び出してきて、衝突するまで、0.5秒ほどしか猶予がなかったとのことでした。今でも、あの一瞬の出来事が、脳裏に焼き付いて離れません。

2 警察の捜査について

交通事故のあと、長い期間にわたって、何度も何度も、警察の取り調べがありました。私は記憶のとおり、ぶつかったバイクは、左車線を走っていたと答えました。しかし、そう答えるたびに、警察から、「バイクは右車線を走っていたんだ」と繰り返し言われ、「黙っていると、逮捕するしかなくなる」と脅されました。バイクが左車線路肩に停止していたのを見たという目撃者の方も見つかりましたが、その方は、警察から、警察のストーリーと合わないという理由で、連絡先も聞かれないまま、追い返されました。

私は、ぶつかったバイクが左車線路肩にいたことを、はっきりと覚えていましたが、警察から「見間違えだ」と言われ続け、子供2人と一緒に生活できなくなると思うと、頭がおかしくなりそうでした。そして、とうとう逮捕の恐怖と、長期間の取調べに耐えられず、「警察官の言うとおりでいいです。」と答えてしまったのです。そして、私は、刑事裁判にかけられ、被告人と呼ばれるようになりました。刑事裁判になって、ようやく国選の弁護人がつき、裁判で本当のことを言うことが出来ました。そして、私には過失がなかったとして、無罪判決を言い渡されました。

3 私の生活状況

私は、契約ドライバーとしてトラックを運転していましたが、今回の交通事故にあってから、私は、会社から事実上契約を打ち切られ、さらに、自分が交通事故を起こしたショックや、警察から「逮捕になるかも」と脅され、子供たちとの生活ができない不安など、いろいろなことが頭から離れず、ほとんど家から外に出ることが出来ませんでした。家の中にいても、救急車やパトカーのサイレンが聞こえるたびに、恐怖心にさいなまれ心が壊れそうでした。

事故から数か月がたち、貯金は底をつき、2人の子供との生活はボロボロでした。市営住宅に住んでいましたが、家賃を払うことも出来ず、強制退去を命じられて、夜逃げ同然に引っ越しをしました。引っ越しのお金もなかったため、次男の児童手当を使いました。それでも長男は、一緒に連れていくことが出来ず、アルバイト先の知人の家に預けてきました。子供と一緒に生活できないと思うと、心が引き裂かれる思いでしたが、それでも次男を守らなければと、必死で毎日を過ごしました。

私はシングルマザーですから、子供たちの生活を守らなければなりません。そう自分に言い聞かせて、勇気を出して家を出て、仕事を探しに行きました。もともと配送業などをしていましたので、自分の就職先としては、やはり運転手が一番合っていると思っていました。

そんな矢先、今から振り返るとこの時点ではまだ刑事裁判にも掛けられておらず、捜査の途中だったはずですが、運転免許取消処分通知書がきました。当時は、やっぱりこうなるのかと思い、絶望に飲み込まれそうでした。運転免許が取り消されてからも、一生懸命生活を守るために就職活動をしました。もう配送業は出来ないため、事務仕事でも何でも応募しました。しかし、身分証明書の提示が求められるたびに、運転免許はないのかを訪ねられました。そして、私が運転免許を持っていないことを知ると、どの会社も採用を断りました。結局、定職に就くことはできず、パートやアルバイトでなんとか次男と生活していました。

4 この裁判について

事故から約3年後、刑事裁判で、無罪判決が出ました。私は、刑事裁判で本当のことを言うことが許され、やっと真実を認めてもらうことが出来たと思いました。つきたくもない嘘をつかされ、子供たちとも離れ離れにされ、毎日のように逮捕されるかもしれないと怯えながら暮らす日々が終わったと思いました。

刑事裁判では、きちんと私の話を聞いてもらえ、真実の事故態様を明らかに

してもらえました。真実の事故態様では私に過失がなく、無罪であることが分かりました。警察官が私に押し付けてきた事故の形が間違いであったこと、私が作らされた自白調書が、無理に採られたものであったことなどが認められました。

私は、自分に過失がなかったのに、福岡県公安委員会に運転免許を返してほしいと申し出ました。しかし、公安委員会からは、運転免許は返さないといわれました。理由は分かりません。なぜ過失がなかったのに、私は運転免許を返してもらえないのでしょうか。

警察からは、自分がひどい運転をして人身事故を起こした、と、つきたくもない嘘をつかさされ、2人の子供との生活も壊され、仕事も失いました。そのあげく、間違った処分をして、それが間違いだと刑事裁判で分かっても、後は知らないといわれ、何もしてくれません。

もっときちんと捜査してもらい、嘘の自白調書を作らずに、きちんと事実を捜査し、最初から真実にたどり着いていれば、そもそも運転免許が取消されることはなかったはずです。その後、刑事裁判で捜査が間違いであったことがはっきりしたわけですから、もっときちんと運転免許を返すかを考えてもらえば、このようなことにはならないのです。すべて警察や公安委員会の間違いなのに、なぜ私が免許取消しという不利益を受け続けなければならないのでしょうか。

警察や公安委員会が刑事裁判を無視するというのであれば、この行政裁判できちんと、その過ちを正してほしいです。

そして、私のような思いをする人が、二度と出ないようにしてほしいと、心から思います。

以上